

平成 年分の所得税の 申告書 (損失申告用)

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額 ㉔	円	特定居住用財産の譲渡損失の金額 ㉕	円
変動所得の損失額 ㉖			
被災事業用資産の損失額			
所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日
山林以外			
山林			
翌年分以後に繰り越して差し引かれる被災事業用資産の損失額			
山林以外の所得の損失額 ㉗	円	山林所得の損失額 ㉘	円

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損 失 の 種 類	㉙ 前年分までに引ききれなかった損失額	㉚ 本年分で差し引く損失額	㉛ 翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額 (㉙-㉚)
A 年 損 失 (3年前)	純 年が青色の場合	山林以外の所得の損失		/
		山林所得の損失		
	年が白色の場合	変動所得の損失		
		被災事業用資産の損失	山林以外	
		山林		
	特定居住用財産の譲渡損失			
繰越損失				
B 年 損 失 (2年前)	純 年が青色の場合	山林以外の所得の損失		
		山林所得の損失		
	年が白色の場合	変動所得の損失		
		被災事業用資産の損失	山林以外	
		山林		
	特定居住用財産の譲渡損失			
繰越損失				
C 年 損 失 (前年)	純 年が青色の場合	山林以外の所得の損失		
		山林所得の損失		
	年が白色の場合	変動所得の損失		
		被災事業用資産の損失	山林以外	
		山林		
	特定居住用財産の譲渡損失			
繰越損失				

5 翌年以後に繰り越される雑損失の金額

損害を受けた資産の種類など	損害の原因	損害年月日
㉜ 損害金額	円	㉝ 保険金などで補てんされる金額
翌年分以後に繰り越される雑損失の金額		㉞

6 翌年以後に繰り越される特定投資株式の譲渡損失の金額

㉟ 円

資産 整理欄

第四表(二) 〇第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(新設)